

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

2

No.272 | Feb. 2024

経営者のミカタ

—
控除できる
消費税額に
注意

特集 さまざまな「控除」を忘れずに！

確定申告

〈社長の履歴書〉

医療法人社団 輝幸会 足のクリニック表参道 桑原靖氏

〈労務のみらい〉障害者の法定雇用率が引き上げられます

〈オフィスレポート〉蒲田駅東事務所

申告期限は
3月15日まで



コーポレート
サイトで
PDFファイルが
閲覧できます

事前の準備が大切です!

さまざまな「控除」を忘れずに!

確定申告



令和5年分の確定申告の期間は
令和6年2月16日(金)から3月15日(金)までです。
所得税の計算にはさまざまな「控除」の制度が
ありますので忘れずに適用しましょう。
お問い合わせが多い事項に関して注意事項をまとめました。
参考にしてください。

▶ 確定申告プロジェクトチーム



インボイスのことなど
アドバイスいたします!

委員長
会社設立センター
マネージャー
青木 鴻志



さまざまな控除の
適用を!

副委員長
会社設立センター
マネージャー
竹之内 朱瀬里



どんなことでもお気軽に
ご相談ください!

副委員長
法人ソリューショングループ
チーフコンサルタント
八田 佳桜里



間違いのない
適正な確定申告を!

副委員長
社会福祉法人部
チーフコンサルタント
吉藤 聖也

事前準備を!



POINT-1

海外投資の配当金がある場合には
外国税額控除を検討しましょう!

海外の株式や債券に投資している場合には、その配当金から外国税額が差し引かれて入金されることがあります。海外で課税されたあとにまた所得税が課税されると二重課税となるため、これを解消する観点から、調整計算した外国税額を確定申告により所得税から差し引くことができます。

口座の種類	必要書類
特定口座(源泉徴収あり)	特定口座年間取引報告書
特定口座(源泉徴収なし)	上場株式配当等の 支払通知書
一般口座	

各口座の種類により
必要書類が異なります。
事前準備を!

※NISA口座で受け取った分配金は、外国税額控除の適用を受けることはできません。

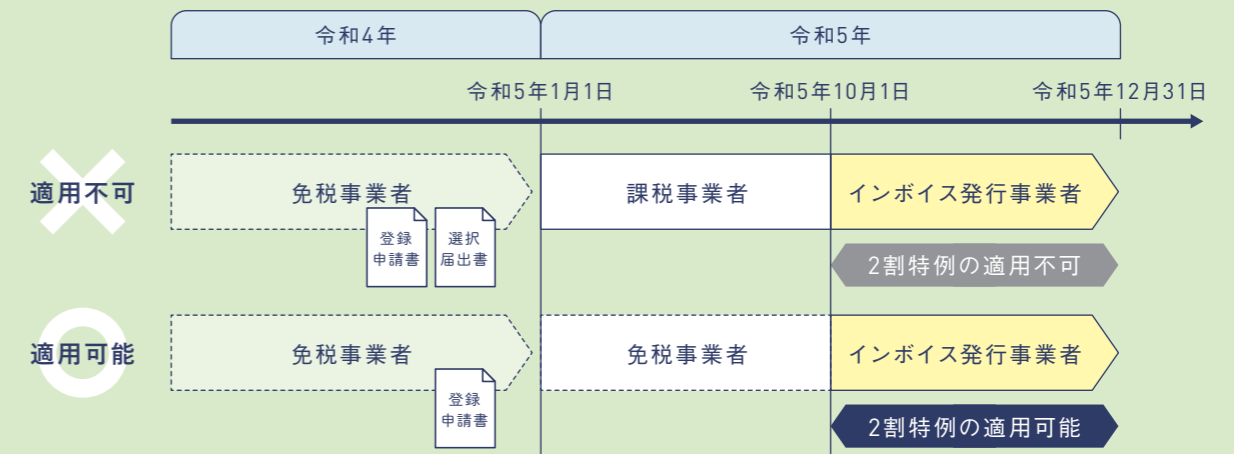
忘れずに!



POINT-2

インボイスの負担軽減措置(2割特例)の
適用を忘れずに!

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった個人事業主の方は、消費税の確定申告が必要となります。新たに負担が増える個人事業主の負担軽減措置として、売上に係る消費税額から8割を差し引いて納付税額を計算することができます。ただし、令和4年中に消費税課税事業者選択届出書を提出し、令和5年1月から消費税の課税事業者となった場合には適用がありません。



出典:国税庁「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」

POINT-3

配偶者の給与が103万円を超えても
配偶者特別控除の適用は受けられます！

配偶者控除は、配偶者の所得金額が48万円（給与収入で103万円）を超えると適用できませんが、所得金額が133万円（給与収入で約201万円）以下であれば配偶者特別控除の適用を受けることができます。

控除の適用を！



▶ 配偶者控除額または配偶者特別控除額

	配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	48万円超95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	95万円超100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	133万円超	0万円	0万円	0万円	2,015,999円超

※所得金額調整控除が適用される場合は、かっこ内の金額に15万円を加えてください。

！
納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であること、納税者本人と配偶者が生計を共にしていることなど、控除を受けるためには要件があります。社会保険の扶養の基準は別のルールがあるので注意が必要です。



対象外に注意！

POINT-4

医療費控除を忘れずに！
対象外もあるので要注意！！

医療費控除とは、皆様のご家族の分も含めて、1年間に支払った医療費が原則として10万円を超えたとき、確定申告することにより、その超えた金額を所得金額から控除できる制度です。

！
こちらは対象と
ならないので
注意が必要です！

▶ 医療費控除の『対象外』となるもの

- 疲れを癒したり、体調を整えたりといった治療に直接関係ない施術費用
- 本人や家族の都合による差額ベッド代
- 自家用車で通院した場合のガソリン代、駐車場代
- 美容整形費用
- 人間ドックや健康診断の費用（健康診断などの結果、重大な疾病が発見され、その治療に先立って行われる診察と判断された場合を除く）

POINT-5

マイホームを売却した場合には
特例の適用があります！

マイホームを売却して利益が出ても、所有期間の長短に関係なく、譲渡所得から最高3,000万円まで控除することができます。



▶ 譲渡所得金額の算出方法

$$\text{譲渡所得金額} = \text{収入金額} - \text{取得費+譲渡費用} - \text{特別控除額 (3,000万円)}$$

※住宅ローン控除との重複適用はできません。※10年超所有の軽減税率の特例との併用は可能。

！
マイホームを、住宅ローンの残高を下回る価額で売却して損失が出たときには、その譲渡損失を他の所得から控除したり翌年に繰り越したりすることができる場合があります。

お気軽に
ご相談ください！

年間10,000件を超える豊富な実績！

確定申告のことなら辻・本郷 税理士法人へ！

「確定申告」に関するお問い合わせは
最寄りの事務所・担当者までご相談ください！





社長の 履歴書

47

President's
Resume

日本初となる

足のトラブル専門の

医療機関



辻・本郷 税理士法人が

お取り引きさせていただいている企業のトップにフォーカスし、
ビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。

今回ご紹介するのは、医療法人社団 輝幸会
足のクリニック表参道 院長 桑原靖さんです。
経営者としての歩みの一端をご覧ください。

医療法人社団 輝幸会
足のクリニック表参道 院長

桑原靖氏

健康の土台となる 足にフォーカス

東京都渋谷区の神宮前、おしゃれな店舗がならぶ街並みに居を構える「足のクリニック 表参道」。日本で初となる足のトラブルを専門とする医療機関です。開業は2013年、院長は桑原靖さんです。埼玉医科大学を卒業後、同大学の医局に入局し、そこで足を専門とする形成外科医として経験を積んだことが、足専門のクリニック開業のきっかけとなりました。

外反母趾や巻き爪から歩行機能改善やスポーツ足などの診断治療まで、足のトラブルに関することならほぼ全領域を対象としており、年間でおよそ6,000人もの初診患者が受診しています。「人にとって『歩く』ことはとても大切なこと。そして人は歩くことによって健康を維持します。健康の土台となる足。悩みは多彩です。当院では、それぞれのフィールドの専門家が親身に対応しています」と、桑原さんは同院の特徴を説明します。

多いといいます。Web検索や口コミなどで評判を聞きつけた方が全国から来院しています。「大変な思いをされて来院する方もいますし、当院が神宮前にあることから、来院後のショッピングを楽しみにされている方もいます。個々の患者さんの話を真剣に聞き悩みに寄り添い、最適な医療を提供しています」と、桑原さんは語ります。

「ありがとう」の
一言が支え

現段階では規模の拡大は考えていないといいます。「治療には、原因を明確に突き止めて改善を図っていくことが求められます。そのためには、規模を大きくするというより、とにかく専門性に磨きをかけることが重要です。『治ってよかった。ありがとう!』という患者さんの声は何より。その一言がモチベーションになっています」と話す桑原さん。

専門性に特化した医師と専門看護師、そして足専門理学療法士。スペシャリストがチームを組み、足の総合医療を提供する「足のクリニック 表参道」。神宮前から日本全国へ、“足”の健康を一步步広げています。

一人ひとりに寄り 添う医療を提供

患者の約75%が女性で、その内の約20%が外反母趾の悩みを持っており、患者数としてはもっとも多いとのこと。桑原さんは外反母趾治療のスペシャリストとして、外反母趾の手術を月に6日間実施し、年間でおよそ350件の手術を行っています。

患者の多くは、これまでいろいろな病院をまわって思うような結果が得られずに、同院に辿り着く方が



BIOGRAPHY

- ・2004年 埼玉医科大学医学部卒業
- ・2006年 埼玉医科大学形成外科入局
- ・2013年 東京・表参道に足専門クリニック開院
- ・2017年 医療法人社団 輝幸会を設立
- ・2021年 「キューブラザ原宿」内に移転

足のクリニック 表参道

日本初となる足専門クリニック。7人の専門医師が患者を診察し、その診断・治療方針を常に共有。スペシャリストによるチームとして医療に取り組んでいる。他にはない足の総合診療を提供している。

- 🌐 <https://ashi-clinic.jp/>
- 📍 東京都渋谷区神宮前 6丁目 28-6
キューブラザ原宿 7階
- ☎ 03-6434-1082



経営者の ミカタ

ワンポイントで
経営者をサポート
Corporate resource column

This month's theme

控除できる消費税額に注意



船橋事務所
境澤 佑輔

最近なにかと話題の消費税ですが、消費税は納税額を自ら申告する申告納税方式の税金で、納税義務者と担税者とが異なる間接税となっています。原則的な消費税の計算方法は、取引において第三者から預かった消費税額(以下、売上げに係る消費税額)から支払った消費税額(以下、仕入れに係る消費税額)を控除して最終的な納付税額を計算する方法となっています。この売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除することができる制度のことを「仕入税額控除」と言います。

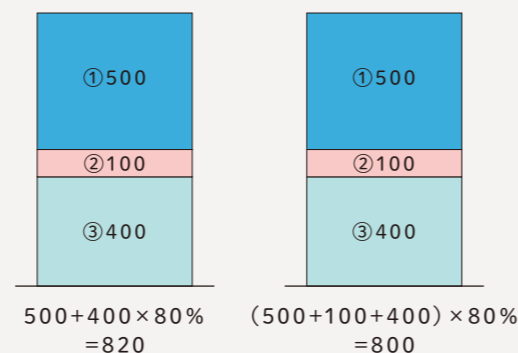
この仕入税額控除ですが、その課税期間(通常は1事業年度または1年間)の課税売上割合(総売上高の内、消費税が課税される売上高の割合)が原則95%未満、または課税売上高が5億円超だと仕入れに係る消費税額の全額を控除することができず、課税売上げに対応する部分しか控除することができません。この場合には個別対応方式または一括比例配分方式により仕入税額控除の金額を計算することになります。

個別対応方式では、その仕入れに係る消費税額が、①課税売上げにのみ対応するのか、②非課税売上げにのみ対応するのか、③そのどちらにも共通して対応するのかを区分する必要があります。これは日々の取引の中でその都度判断をしなければならず、神経を使う場面でもあります。そして仕入税額控除の金額は、「①+③×課税売上割合」で計算をします。

一括比例配分方式では、仕入れに係る消費税額全体に課税売上割合を乗じて仕入税額控除の金額を計算します。こちらは一度この方法を採用するとその課税期間と翌課税期間は基本的にこの方法によらなければなりません。

《例：課税売上割合80%》

〈個別対応方式〉 〈一括比例配分方式〉



- ① 課税売上げにのみ対応する課税仕入れ
- ② 非課税売上げにのみ対応する課税仕入れ
- ③ ①と②どちらにも対応する課税仕入れ

消費税は細かい取引判定が求められますし、各種制度の申請や届出も期限や制限がとても細かく、実務上もミスが多い税金でもありますので、疑問点はお気軽にご相談ください。



地方公共団体

社会福祉法人

公益法人

医療機関

もっと身近に パブリック

医療・社会福祉・公益法人・

地方公共団体の“今”



公会計部

鈴木 一登

地方公共団体の財務書類はどのように活用されているのか

財務書類の活用状況

総務省では地方公共団体の財務書類の作成状況や活用状況を毎年調査しています。近年では9割以上の団体で財務書類の作成・公表がされています。作成された財務書類は、住民や議会への情報開示、指標の分析や行政コストの計算による行政評価、資産の老朽化度合いの把握による適切な資産管理などのために活用されています。

(単位：団体)

令和4年度中における財務書類等の活用状況(複数回答あり)	都道府県・市区町村合計
財務書類や固定資産台帳の情報を基に、各種指標の分析を行った	1,198 (67.0%)
施設別・事業別等の行政コストを計算し、業務の参考とした	167 (9.3%)
公共施設等総合管理計画の策定や改訂時に、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	607 (33.9%)
使用料・手数料の見直し・改定の検討にあたり、財務書類や固定資産台帳に含まれる情報を使った	75 (4.2%)
決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として使った	279 (15.6%)
簡易に要約した財務書類を作成するなどし、住民に分かりやすく財政状況を説明した	479 (26.8%)
対象団体数	1,788

出所：総務省「統一的な基準による財務書類の作成状況等に関する調査(令和5年3月31日時点)」より一部抜粋

具体的な活用の一例として、東京都町田市では課別・事業別の費用対効果の分析と公表が行われています。令和4年度のダイジェスト版の資料によると、小学校の給食調理1食あたりのコストは629円、中央図書館を開館する1日あたりのコストは219.9万円など、普段あまり意識することがない行政サービスのコストについて関心もたれるよう工夫されています。

地方公共団体は住民にとって身近な行政の担い手であり、高コストの事業だからといって止めることのできないものもあります。地方公共団体の意思決定に役立つ根拠の一つとして、今後も財務書類の活用が促進されていく見込みです。



労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

[社会保険労務士 須賀 琴美]

障害者の法定雇用率が引き上げられます

企業には、従業員に占める障害者の割合を一定以上にするための「法定雇用率」が定められています。令和6年4月より障害者の法定雇用率が引き上げられます。

1. 障害者雇用率制度とは

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります（障害者雇用促進法第43条第1項）。

2. 法定雇用率の段階的引き上げ

民間企業の法定雇用率は現在2.3%のところ令和6年4月より2.5%となり、従業員を40人以上雇用している事業主は障害者を1人以上雇用しなければなりません。法定雇用率は段階的な引き上げが予定されており、令和8年7月には2.7%となります。

	法定雇用率		
	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

障害者を雇用しなければならない対象事業主には、次の義務があります。

- ・毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告
- ・障害者雇用推進者の選定(努力義務)

3. その他障害者雇用制度に関する

法改正について

①精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月～)
週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、原則1人をもって0.5カウントとして算定するところ、1カウントとする特例措置が設けられていました(令和5年3月まで)。改正により、令和5年4月以降も、当分の間、雇入れからの期間などに関係なく、1人をもって1カウントとして算定できるようになりました。

②一部の週所定労働20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月～)
週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、1人をもって0.5カウントとして算定できるようになります。

③除外率の引き下げ(令和7年4月～)
業種ごとに定められた算定除外率が10ポイント引き下げられます。

法定雇用率を下回った場合、行政指導が行われる場合があります。また、100人超の常用労働者を雇用する企業には障害者雇用納付金の申告納付手続きが発生しますので注意が必要です。



木村信夫の
ちよつと
気になる
相続の
あれこれ



辻・本郷 税理士法人
副理事長

相続後に渡したお金の贈与は？

1 孫は相続税の対象外

子供と違って孫への贈与は、生前贈与加算(現在は3年、令和6年から7年に延長)の対象外となります。厳密に言えば、「相続または遺贈で相続財産を取得しない」ので相続税の対象にはなりません。

自分の相続税が気になったある高齢者の甲が、生前に現金約2,000万円を引き出しました。甲の相続開始後に甲の相続人はその現金を、110万円の2年分として合計1人220万円を孫とひ孫の合計9人に、甲からの贈与として渡しました。

税務署は、調査で孫らに対する贈与契約書がなく、贈与契約をしたとする現金が孫らの普通預金等口座に入金されたのは相続後であるのでその贈与を否認し、相続財産の認定をしました。納税者らは国税不服審判所で争うことにしました。

2 贈与契約書が無いのが自然

税務署は言います。「孫らに贈与する予定であったとする現金については、相続開始の日の1か月前には準備ができており、甲は贈与する機会があったにもかかわらず贈与していない」、「孫らに対する現金の交付は、相続開始日から約10か月後に行われている」、「甲からの贈与につき、相続開始前後直ちに履行されてなかった」、「孫らに対する贈与の方法、時期、具体的金額などについて、甲が孫らに伝えていた様子もうかがえない」ことからすれば、孫らは甲から贈与の意思を伝えられていなかった。

孫ら納税者は、「贈与契約書は親族間であるがゆえに作成しないのが自然である」と反論しました。

3 結末は

審判所は、「甲が、孫らに対して、具体的な贈与の金額、贈与する時期などについて伝えておらず、贈与の意思表示があったとは認められない。したがって相続開始以前において甲と孫らとの間に贈与契約が成立していたとは認められない」として約2,000万円は相続財産であると認定しました。

余談ですが、孫ら9人のうちの1人は、甲の相続開始後に出生しているという大きなミスを犯しました。現金を送金していれば、あるいは贈与契約書があれば贈与と認められたと思います。いずれにしても、生前に贈与契約書を作成して、送金をしてあげればベストです。



辻・本郷 税理士法人

オフィスのレポート

Vol. 48

蒲田駅東事務所

全国で活躍している辻・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。

第48回目となる今回は、蒲田駅東事務所からのレポートです。



蒲田駅東事務所は、2023年8月に岩本税務会計事務所と経営統合し、開設いたしました。蒲田駅東事務所は、JR蒲田駅東口から徒歩5分の場所に位置し、京急蒲田駅からも徒歩8分でアクセスすることができます。1970年開業以来、岩本税務会計事務所として法人・個人の事業主の顧問業務のほか、相続関連業務、税務・経営に関する業務を行い、「ものづくりのまち」「中小企業のまち」として知られる大田区を中心に、地域に密着した税理士事務所としてお客さまと共に歩んでまいりました。

現在職員は、総勢4名の小さな事務所ですが、その分スタッフ同士、またお客さまとの距離感も近く感じられるような、気軽に意見や相談を引き出せる、そんなアットホームな環境と意識づくりを心がけています。

これまで岩本税務会計事務所ですべてきたお客さまとの繋がりの上に、この度の経営統合で辻・本郷 税理士法人の多彩なノウハウを重ね、さらなる安心感のもと、より良い情報提供及び税務指導ができる税理士事務所となるよう、精進してまいります。

蒲田駅東事務所 所長

岩本 一志



昭和42年に税理士登録、東京税理士会蒲田支部に所属して今日に至り、この度、辻・本郷 税理士法人に入社しました。得意先の発展とともに、当事務所も発展していけるよう努力してまいります。

あなたの考える蒲田の魅力とは？

蒲田駅周辺は、飲食店が多い地域です。ラーメン店、餃子店、定食屋が特に多く、リーズナブルで美味しいお店が多いです。また、京急線や、バスで羽田空港へのアクセスも良く、交通の便が良いのが特徴ですので、ホテルの数が増加傾向にあり、外国人も多く賑やかです。そして、この地域は大企業、中小企業、町工場までさまざまですが、金属加工の高度な技術を持つ熟練工も多く、プライドを持って元気に活躍しています。人口も増加傾向にある注目の地域であるといえます。

蒲田駅東事務所

〒144-0052
東京都大田区蒲田5-7-4-302
TEL.03-3738-5481 FAX.03-3735-2852



STAFF RECOMMEND



都内唯一の屋上観覧車もある東急プラザ蒲田の「屋上かまたえん」、子供たちに大人気です。(福守)



ロケ弁としてからあげ弁当が有名な「鳥久」、テレビ業界にも多くのファンがいるそうです。(福守)



蒲田名物の元祖羽根つき餃子「歓迎」、あやめ橋店の3階に蒲田駅東事務所があります。(河口)



和菓子処「清野」、蒲田温泉まんじゅう蒲田にある天然温泉「黒湯」にちなんだ饅頭です。(河口)



当事務所脇を流れる「呑川」、春には川沿いに満開の桜が通行人の目を惹きつけます。(高部)



日蓮宗の大本山である池上本門寺。本殿も立派ですが、五重塔も迫力があり素晴らしいです。(高部)



左から武者コーチ、本郷会長、新監督



「箱根駅伝」で
タスキをつないだ
日大を辻・本郷が
サポート!

日本大学陸上競技部との 「ユニフォームスポンサー契約」を締結

辻・本郷 税理士法人は、兼ねてよりスポーツ振興に積極的に取り組んでおり、これまでにさまざまなスポーツに関する団体・個人を支援してまいりました。その一環として、2023年12月に日本大学陸上競技部と「ユニフォームスポンサー契約」を締結しました。

当法人には日大出身者が多く在籍しており、2024年1月2日・3日に開催された「東京箱根間往復大学駅伝競走(箱根駅伝)」に出場を決めていた日大を「ぜひとも応援したい!」という熱い声が高まり、スポンサー契約締結へと至りました。

今回4シーズンぶりの出場となった日大は、往路では19位、復路では18位と奮闘し、タスキが途切れることなく大手町までつなぎ、総合15位で大会を終えました。シード権には届かなかったものの、その見事な走りは胸を強く打つものがありました。

これからも、日本大学陸上競技部特別長距離部門の活動を支援してまいりたいと考えております。

今後の主な大会予定

2024年3月
日本学生ハーフマラソン選手権

2024年6月
全日本大学駅伝予選会

2024年10月
箱根駅伝予選会

2024年11月
全日本大学駅伝 ※予選会の結果による

2025年1月
箱根駅伝 ※予選会の結果による

辻・本郷セミナー

◎お問い合わせ:メール consuldiv@ht-tax.or.jp
※セミナータイトルにつきましては変更の可能性があります。

[セミナー一覧・お申し込み](#)



【安積塾】令和6年度税制改正大綱はこう読み解く!

【視聴可能期間】2024年2月1日(木) 11:30~2月7日(水) 17:00 (講演時間 約90分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 審理室 室長 税理士 安積 健

WEB

参加費: ¥5,000

これで解決! 建設業の財務分析・原価管理のいろは

【視聴可能期間】2024年2月6日(火) 11:30~2月13日(火) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷 税理士法人 郡山事務所 建設業カンパニー長 チーフコンサルタント 小西 亮平

WEB

参加費無料

人材確保・定着の最強戦略~福利厚生の充実~

【視聴可能期間】2024年2月8日(木) 11:30~2月14日(水) 17:00 (講演時間 約40分)

◎講師: 辻・本郷 社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 田中 宏二
株式会社アルファステップ 保険部第五部 部長 阿部 泰祐

WEB

参加費無料

電気代高騰と自然災害に備える! 話題の蓄電池の活用

【視聴可能期間】2024年2月13日(火) 11:30~2月19日(月) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: 辻・本郷スマートアセット株式会社 テスラ事業部 今井 雄也

WEB

参加費無料

【専門講座】暗号資産(仮想通貨)とステーブルコインの税務(第二回)電子決済手段編

【視聴可能期間】2024年2月15日(木) 11:30~2月21日(水) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: たまらん坂税理士法人 代表社員 税理士 坂本 新 先生

WEB

参加費: ¥5,000

純国産で安心・安全! 書類データのスムーズな送受信と共有でペーパーレス化

【視聴可能期間】2024年2月20日(火) 11:30~2月26日(月) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 コンサルティング事業部 マネージャー 西野 雅文
日本フムネット株式会社 ソリューション営業部 パートナーセールsteam 櫻木 優里 様

WEB

参加費無料

意外と知らない不動産M&Aの実態

【視聴可能期間】2024年2月22日(木) 11:30~2月28日(水) 17:00 (講演時間 約30分)

◎講師: SBI 辻・本郷M&A株式会社 事業承継第二部 部長 一級建築士・宅地建物取引士・ビル経営管理士 林 昭年

WEB

参加費無料

今がチャンス! 中小企業のためのIT導入補助金2024最新情報と活用法

【視聴可能期間】2024年2月27日(火) 11:30~3月4日(月) 17:00 (講演時間 約60分)

◎講師: 辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 取締役 菊池 典明

WEB

参加費無料

思わぬリスク!? 残業代に関する注意点

【視聴可能期間】2024年2月29日(木) 11:30~3月6日(水) 17:00 (講演時間 約45分)

◎講師: 辻・本郷 社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 田中 宏二
TH弁護士法人 弁護士 近藤 枝里子

WEB

参加費無料

相続セミナー

会場

参加費無料

※ご来場いただく会場セミナーとなります。

◎各会場時間共通: 座談会 14:00~/相談会 15:00~

お申し込み・
お問い合わせは
各事務所まで

【座談会】親族間の金銭貸借の注意点

【札幌】2月20日(火)

◎会場:かでの2・7
◎詳細:札幌事務所 011-272-1031

【新潟】2月28日(水)

◎会場:新潟日報メディアシップ
◎詳細:新潟事務所 025-255-5022

事務所一覧 | 国内88拠点・海外7拠点 (2024年2月現在)

事務所の詳細は当社ホームページよりご確認ください。
<https://www.ht-tax.or.jp/corporate/>



海外拠点

- カンボジア プノンペン
- ミャンマー ヤンゴン
- タイ バンコク
- シンガポール シンガポール
- アメリカ ニューヨーク
- ロサンゼルス
- ハワイ

九州・沖縄地方

- 福岡県 北九州事務所
- 福岡事務所
- 久留米事務所
- 大分県 大分事務所
- 熊本県 熊本事務所
- 宮崎県 宮崎事務所
- 延岡事務所
- 日向事務所
- 鹿児島県 鹿児島事務所
- 沖縄県 沖縄事務所

中国・四国地方

- 岡山県 岡山事務所
- 広島県 広島事務所
- 山口県 長門事務所
- 高知県 高知事務所

関西地方

- 京都府 京都事務所
- 大阪府 関西事務所
- 兵庫県 神戸事務所

北海道・東北地方

- 北海道 札幌事務所
- 青森県 青森事務所
- 八戸事務所
- 秋田県 秋田事務所
- 岩手県 盛岡事務所
- 遠野事務所
- 一関事務所
- 宮城県 仙台事務所
- 福島県 福島事務所
- 郡山事務所
- いわき事務所

中部地方

- 新潟県 新潟事務所
- 長岡事務所
- 上越事務所
- 富山県 富山事務所
- 福井県 坂井事務所
- 山梨県 甲府事務所
- 大月事務所
- 長野県 長野事務所
- 松本事務所
- 岐阜県 岐阜事務所
- 静岡県 静岡事務所
- 伊東事務所
- 愛知県 豊橋事務所
- 名古屋事務所
- 三重県 四日市事務所

関東地方

- 栃木県 宇都宮事務所
- 宇都宮中央事務所
- 宇都宮西事務所
- 茨城県 水戸事務所
- 潮来事務所
- 群馬県 高崎事務所
- 埼玉県 熊谷事務所
- 大宮事務所
- 越谷事務所
- 越谷花田事務所
- 川口事務所
- 所沢事務所
- 千葉県 柏事務所
- 千葉事務所
- 船橋事務所
- 東京都 亀戸事務所

- 北千住事務所
- 秋葉原事務所
- 東京事務所
- 東京ミッドタウン八重洲事務所
- 銀座事務所
- 蒲田事務所
- 蒲田駅東事務所
- 池袋事務所
- 新宿ミライナタワー事務所
- 西新宿事務所
- 新宿センタービル事務所
- 新宿御苑事務所
- 新宿HR事務所
- 代々木事務所
- 渋谷事務所
- 練馬事務所

- 吉祥寺事務所
- 立川事務所
- 府中事務所
- 瑞穂事務所
- 町田事務所
- 神奈川県 横浜事務所
- 横浜スカイビル事務所
- センター南事務所
- 青葉台事務所
- 横浜井土ヶ谷事務所
- 大和事務所
- 湘南事務所
- 小田原事務所

SCOPEの宛先変更・配送停止をご希望の方

お手数ですがフォームよりお手続きをお願いいたします。

<https://www.ht-tax.or.jp/rd/sc3/>

